

令和2年度 魚津市奨学資金奨学生募集要項

魚津市奨学生定住支援補助金制度のご案内

魚津市では、定住促進事業として、魚津市奨学生が県外の大学等を卒業後、魚津市に戻り定住された方に、奨学金返済額の一部を補助する制度を設けました。

詳しくは、教育総務課までお問い合わせください。

記

- 1 補助対象者 次の5つの要件をすべて満たす方 ※毎年度、要件を確認します
①県外大学等を卒業された方
②前年度1年間魚津市に住所がある方
③前年度に基準額以上の額を返還された方
④滞りなく奨学金の返還をされている方
⑤前年度の市税の滞納のない方
- 2 補助額 奨学金の返還額の20%を補助※1年ごとの補助となります。
- 3 補助期間 10年間
- 4 申請について 魚津市に定住してから1年後に申請※毎年申請が必要です。

【問合せ先】

〒937-0066 魚津市北鬼江313-2
魚津市教育委員会 教育総務課総務係
Tel 0765-23-1043

高等学校
高等専門学校
短期大学・大学等

魚津市では、経済的な理由によって修学が困難で、かつ優秀な学生に修学上必要な資金を貸与することにより、有用な人材の育成を図ることを目的として、奨学生を募集しています。

この魚津市奨学資金の貸与、返還その他については、魚津市奨学資金貸与規則の規定に基づき行います。

応募の際には、この要項の内容をご確認のうえ必要書類を提出してください。

1 貸与月額

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 高等学校、高等専門学校(1～3年生) | 13,000円 |
| (2) 大学・短期大学等、高等専門学校(4～5年生) | 40,000円 |

(注)ただし、身体に障害のある方(身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる障害程度等級が1級から4級までの方)は、必要と認めた場合、貸与額を規定の5割まで増額することができます。

※奨学資金は無利息です。

※採用が決定した場合、奨学資金は年4回(4月(初回は6月)、7月、10、1月)に分けて指定口座に振り込みます。

2 採用人員

5名程度

3 貸与期間

令和2年4月から在学期間を卒業する最短年月までの期間

4 出願資格について

- (1) 本人又は本人の保護者が、魚津市内に住所を有する者であること
- (2) 学資の支弁が困難であること

世帯収入額、世帯人数や家族構成、特別な事情等を勘案し判定します。
収入基準額の目安 4人家族子供2人給与所得者1名の場合 946万円
※あくまで目安です。家族状況により基準額が増減します。

- (3) 国内に所在する高等学校以上の学校(各種学校を除く)に在学し、又は学位取得を目的として海外に所在する大学若しくは短期大学に在学すること

- (4) 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みのある優れた学生または生徒であること

出身学校における学力総合判定で、B 以上とする。

なお、判定については、1～3 学年の評定平均値（5 段階法）で行う。

「学力総合判定」区分		評定平均値
A	特に優秀なもの	4.1～5.0
B	平均水準以上のもの	3.1～4.0
C	平均水準以下であるが、学力向上を期待し得るもの	2.1～3.0

- (5) 在学した学校長又は在学している学校長の推薦があること
(6) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金、富山県奨学資金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、その他これに準ずる学資の給与又は貸与を受けていない者

5 願書受付期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）～5 月 7 日（木）

6 申請手続き

(1) 提出書類

- ① 魚津市奨学生願書
- ② 魚津市奨学生推薦調書及び在学中の成績証明書 ※出身学校へ依頼
- ③ 証明願（申請者の世帯の納税者全員の所得金額〔平成 30 年中〕）
- ④ 税務情報及び住民情報の使用承諾書

(2) 願書等提出先

出身学校を経由し魚津市教育委員会教育総務課に直接お持ちいただくか、郵便にて提出ください。（応募者が直接提出することも可）

7 選考結果について

令和 2 年 5 月末に、応募者及び推薦学校長あてに選考結果を通知します。

貸与が決定された方には、選考結果通知書とともに「奨学生入校調書」及び「奨学資金振込口座登録申請書」をお送りしますので、必要事項を記入のうえ、魚津市教育委員会教育総務課あてに提出してください。

また、入学校の「在学証明書」も併せて提出してください。

8 貸与の停止、取り消しについて

- (1) 奨学生が休学された場合は、その期間中は貸与が停止されます。

休学、また復学されたときは魚津市教育委員会教育総務課へ届出が必要です。

- (2) 次の場合、貸与が取り消されることがあります。

- ① 出願資格（本要項「4 出願資格について」参照）の要件を欠くに至ったとき。
- ② 著しい成績不良や、出席日数不足など奨学生として適当でないと認められるとき。（毎年度末に、奨学生に「成績証明書」を提出していただきます。）

9 奨学資金の返還について

- (1) 貸与が終了したときは返還計画を記入した借用証書を提出し、その返還計画に従って返還しなければなりません。返還計画については、申請前からよくご検討ください。
- (2) 返還のための保証人が 2 名（連帯保証人は保護者 1 名、保証人は独立の生計を営む成年者 1 名）必要となります。
- (3) 返還は、奨学生が卒業した月の翌月から 1 年間の据置期間を含めて 10 年以内にその全額を、月賦、3 月賦、半年賦又は年賦で返還することとなります。（無利子）
- (4) 次の要件を満たした場合、奨学資金返還額の 20%の額を補助する制度があります。（毎年度要件を確認します）
- ① 県外大学等を卒業した者
 - ② 前年度 1 年間魚津市に住所を有する者
 - ③ 前年度に要綱に定める基準額以上の額を返還した者
 - ④ 前年度の市税の滞納がない者（非課税含む）
 - ⑤ 過去に奨学資金の返還について滞納がない者

【問合せ・提出先】

〒937-0066 魚津市北鬼江 313-2

魚津市教育委員会 教育総務課 総務係

TEL 0765-23-1043

FAX 0765-23-1052

E-mail education@city.uozu.lg.jp